常用漢字表改定に伴う学校教育上の対応の検討事項（案）について

１．常用漢字表改定に伴う「読みの指導」の見直しについて

検　討　事　項（案）	（参考） 現状の取扱い	前回常用漢字表制定時 （昭和 56 年 10 月）における対応
①中学校における常用漢字の「読みの指導」について （論点） （１）常用漢字表の制定時（昭和５６年）には，増加した９５字について，中学校段階において，「大体を読む」こととされたが，今回増加した１９１字についても，前回と同様に，中学校段階において，読みの指導を行うことでよいか。 （２）学習指導要領においては，中学校の各学年において読む漢字の字数を幅をもって示しているが，（１）による場合，各学年ごとの読みの字数の割り振りをどのように考えるか。	○常用漢字（1945 字）の大体を読む （1945 字－ 1006 字（小学校で学習する漢字）＝ 939 字を指導） １年　250 ～ 300 字程度 ２年　300 ～ 350 字程度 ３年　その他常用漢字の大体 〔現行学習指導要領（平成 10 年告示）と新学習指導要領（平成 20 年告示）の取扱いは同じ〕 ※新学習指導要領における中学校国語の授業時数（週当たり） １年－４時間，２年－４時間，３年－３時間 ※「音訓の小・中・高等学校段階別割振り表」（平成 3 年）により，常用漢字（1945 字）のすべてについて，小・中学校段階でいずれかの音訓が割り振られている。また，残る音訓は高等学校に割り振られている。	○学習指導要領の一部改正（昭和 56 年 10 月 1 日） ・「当用漢字」の表記を「常用漢字」に改める。 ・第 1 学年及び第 2 学年の取扱いは変更せず。 ・第 3 学年については，「更にその他の当用漢字も読むこと」を「更にその他の常用漢字の大体も読むこと」に改める。 （改正前）　（改正後） １年　250 ～ 300 字ぐらい → 250 ～ 300 字ぐらい ２年　300 ～ 350 字ぐらい → 300 ～ 350 字ぐらい ３年　その他の当用漢字 → その他常用漢字の大体 ※改正後の学習指導要領に基づく指導は，昭和 57 年度から実施。 ※教科書の対応は，小中高のすべてについて昭和 58 年度使用教科書から実施（表記の変更，中・高の国語教科書の巻末に常用漢字表を掲載）。
②高等学校における常用漢字の「読みの指導」について （論点） （１）常用漢字表の制定時（昭和５６年）には，高等学校段階においては取扱いを変更しなかったが，今回増加した１９１字について，高等学校段階における読みの指導をどのように考えるか。	○常用漢字（1945 字）の読みに慣れる ・中学校までに出てこない常用漢字の音訓を学習 ・中学校で既習の漢字の音訓について習熟を図る 〔現行学習指導要領（平成 11 年告示）と新学習指導要領（平成 21 年告示）の取扱いは同じ〕 ※「音訓の小・中・高等学校段階別割振り表」（平成 3 年）により，常用漢字（1945 字）のすべてについて，小・中学校段階でいずれかの音訓が割り振られている。また，残る音訓は高等学校に割り振られている。	○学習指導要領の一部改正（昭和 56 年 10 月 1 日） ・「当用漢字」の表記を「常用漢字」に改める。 ・取扱いは変更せず。 （改正前）　（改正後） 当用漢字の読みに慣れ → 常用漢字の読みに慣れ ※改正後の学習指導要領に基づく指導は，昭和 57 年度から実施。 ※教科書の対応は，小中高のすべてについて昭和 58 年度使用教科書から実施（表記の変更，中・高の国語教科書の巻末に常用漢字表を掲載）。

③追加字種の音訓及び追加音訓の指導の在り方について （論点） （１）常用漢字表の制定時（昭和５６年）には，追加字種の音訓及び追加音訓について特段の対応を行っていないが，指導上の問題や学習者の負担などから，追加字種の音訓及び追加音訓について学校段階ごとの割り振りを示すべきと考えるがどうか。 ※常用漢字表の改定に伴う追加字種 196 字の音訓(281)，追加音訓(28)，付表の追加(6)		○特段の対応を行わず ※平成 2 年 5 月～平成 3 年 2 月にかけて，国語教育の専門家や学校教育関係者からなる会議において，各学校段階における常用漢字（1945 字）の音訓の割り振りについて検討。 ↓ 平成 3 年 3 月に「音訓の小・中・高等学校段階別割り振り表」を作成し，指導上の目安を示した（平成 3 年度から実施）。
●中学校又は高等学校において，学習指導要領上の取扱いを変更した場合，教科書や指導教材の対応も踏まえ，実施の時期をどのように考えるか。		※教科書の対応は，小中高のすべてについて昭和 58 年度使用教科書から実施（表記の変更，中・高の国語教科書の巻末に常用漢字表を掲載）。

２．常用漢字表改定に伴う「書きの指導」の見直しについて

検　討　事　項（案）	（参考） 現状の取扱い	前回常用漢字表制定時 （昭和 56 年 10 月）における対応
①高等学校における常用漢字の「書きの指導」について （論点） （１）文化審議会答申では，改定常用漢字表の性格として，「漢字表に掲げるすべての漢字を手書きできる必要はなく，また，それを求めるものでもない」とされているが，高等学校段階の書きの指導としてこのことをどのように考えるか。 （２）「主な常用漢字」について，その範囲を示すことをどのように考えるか。	○主な常用漢字（1945 字）が書ける ［現行学習指導要領（平成 11 年告示）と新学習指導要領（平成 21 年告示）の取扱いは同じ］ ※高等学校で学ぶ生徒は，高等教育を受ける基礎として必要な教育を求める者，就職等に必要な専門教育を希望する者，義務教育段階での学習内容の確実な定着を必要とする者など様々であり，「主な常用漢字」については，具体的な字種を示していない。	○学習指導要領の一部改正（昭和 56 年 10 月 1 日） ・「当用漢字」の表記を「常用漢字」に改める。 ・取扱いは変更せず。 （改正前）　　（改正後） 主な当用漢字が書ける → 主な常用漢字が書ける ※改正後の学習指導要領に基づく指導は，昭和 57 年度から実施。